

(公印省略)
食生衛第810-29号
令和3年12月3日

関係各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂及び
同ガイドラインに基づく12月4日（土）以降の要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年12月2日（木）に開催しました、第68回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」を改訂しました。また、改訂後の同ガイドラインに基づく警戒レベル及び要請（12月4日（土）以降）を決定しました。

貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

—前回（11月20日（土）以降）要請からの変更点—
警戒度（1～4の4段階）から警戒レベル（0～4の5段階）への変更
(社会経済活動再開に向けたガイドラインの改訂に基づく)

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（12月4日（土）以降）』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係
TEL：027-226-2445
FAX：027-220-4300
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp